

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

(差押調書)

第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 省 略

二 債権(電話加入権、賃借権、第七十三条の二(振替社債等の差押えの手續及び効力発生時期)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)

三 第七十二条の二から第七十三条の二まで(特定電子移転財産権等の差押えの手續及び効力発生時期)の規定の適用を受ける財産

(特許権等の差押えの手續及び効力発生時期)

第七十二条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産(当該財産に係る権利(権利の移転について登記を要するものを除く。)であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの(以下「特定電子移転財産権」という。)を除く。)の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行う。

255 省 略

(特定電子移転財産権の差押えの手續及び効力発生時期)

第七十二条の二 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。

2 前項の差押えの効力は、同項本文の規定により特定電子移転財産権が徴収職員の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知が

(差押調書)

第五十四条 同 上

一 同 上

二 債権(電話加入権、賃借権、第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)

三 第七十三条(電話加入権等の差押え)又は第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産

(特許権等の差押えの手續及び効力発生時期)

第七十二条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行う。

255 同 上

された時に生ずる。

(電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期)

第七十三条 省 略

2 前項の差押えの効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3 第七十二条第三項及び第四項(特許権等の差押えの手續及び効力発生時期)の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するもの(次項に規定するものを除く。)の差押えについて準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。

4 第七十二条第五項の規定は、特許権についての専用実施権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えについて準用する。

5 第六十五条(債権証書の取上げ)及び第六十七条(差し押さえた債権の取立て)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

(差押えの解除の要件)

第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。

一 納付、充当、更正の取消しその他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。

二 省 略

2 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。

二・三 省 略

四 差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から財務省令で定めるところにより申出があつた場合において、次のいずれにも該当するとき。

(電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期)

第七十三条 同 上

2 前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するもの(次項に規定するものを除く。)の差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。

4 前条第五項の規定は、特許権についての専用実施権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えについて準用する。

5 第六十五条(債権証書の取上げ)及び第六十七条(差し押さえた債権の取立)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

(差押えの解除の要件)

第七十九条 同 上

一 納付、充当、更正の取消しその他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。

二 同 上

2 同 上

一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。

二・三 同 上

イ 当該不動産の売却価額（当該売却価額が当該申出があつた時ににおける当該不動産の時価に相当するものとして財務省令で定める価額を下回る場合にあつては、当該財務省令で定める価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額（当該相当する額が当該差押えに係る国税の額を超える場合にあつては、当該差押えに係る国税の額）の国税の納付があつたとき。

ロ 国税の徴収上支障がないと認められるとき。

（差押えの解除の手續）

第八十条 差押えの解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。

2 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押えを解除したときは、当該各号に定める手續をしなければならない。ただし、第一号に規定する除却は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

一 動産又は有価証券 その引渡し及び封印、公示書その他差押えを明白にするために用いた物の除去

二 省略

三 特定電子移転財産権 滞納者の管理に移すこと。

3 税務署長は、不動産その他差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に囑託しなければならない。

4 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡しは、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所において行わなければならない。ただし、差押えの時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡しをすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、更正の取消しその他国の責めに帰すべき理由による場合 差押えの時に存在した場所

二 その他の場合 差押えを解除した時に存在する場所

5 第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除した場合において、第六十五条（債権証書の取

（差押えの解除の手續）

第八十条 差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。

2 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手續をしなければならない。ただし、第一号に規定する除却は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

一 動産又は有価証券 その引渡し及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去

二 同上

3 税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記の抹消を関係機関に囑託しなければならない。

4 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡しは、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡しをすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、更正の取消しその他国の責めに帰すべき理由による場合 差押の時に存在した場所

二 その他の場合 差押を解除した時に存在する場所

5 第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除した場合において、第六十五条（債権証書の取

上げ) (第七十三条第五項(電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期)において準用する場合を含む。)の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)の規定により徴収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときについて準用する。

(特定電子移転財産権の権利移転の手續)

第二百二十二条の二 税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならぬ。

(保全差押え)

第二百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押え、電磁的記録提供命令若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による押収(同法の規定による電磁的記録提供命令(同法第二百二条の二第一項第一号イ(電磁的記録提供命令)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。)、電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。)後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすることを見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額(以下この条において「保全差押金額」という。)を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる。

2511 省略

第八十七條の二 正当な理由がなく、第七十二条の二第一項ただし書(

上げ) (第七十三条第五項(権利証書の取上げ)の規定により準用する場合を含む。)の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項(差し押えた自動車等の占有)の規定により徴収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときについて準用する。

(保全差押え)

第二百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の規定による押収若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。)後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすることを見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額(以下この条において「保全差押金額」という。)を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる。

2511 同上

特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第九十七条から第九十八条まで（罰則）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 省略

第九十条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第九十七条又は第九十八条（罰則）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 同上